

令和4年度三八地域働く人の健康づくり応援プログラム定着事業実施要領

第1 目的

三八地域を含む本県の共通の健康課題は、健康寿命の延伸と早世の減少である。当地域は、働き盛り世代の住民が県内で最も多く居住し、事業所数や従業員数も県内で最多である。

そこで、生活習慣病による死亡の多い働き盛り世代が健康で長く働くために、健康について考え、取り組むきっかけづくりとして、事業所において地域の専門職や職能団体等による健康に関する講話や実技指導、情報などを活用しやすい環境づくりを行い、事業所の健康づくりを支援する。

第2 実施主体

実施主体は、三八地域県民局地域健康福祉部保健総室（三戸地方保健所）（以下、「保健所」という。）とする。

第3 実施期間

令和4年10月11日～令和5年3月31日

第4 事業対象者

この事業の対象は、八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、南部町、田子町、階上町、新郷村（以下、「三八地域」という。）のいずれかに住所を有する事業所とする。

第5 定義

この要領で定める「事業所」とは、常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体、（国及び地方公共団体を除く。）その他知事が適当と認める者で、次に掲げる各号のいずれにも該当するものをいう。

- （1）過去3年間に於いて労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていないこと。
- （2）暴力団等の反社会的勢力に所属したことがなく、これらのものと関係を有していないこと。

第6 応援プログラムの作成及び周知

- （1）保健所は三八地域での講話や実技指導が可能な専門職や職能団体、市町村に対し、提供可能なプログラムについて照会を行い、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラム」（以下、「プログラム」という。）を作成する。
- （2）作成したプログラムについては、書面及びSNSを活用し、三八地域の事業所に対して周知する。

第7 講師派遣等によるプログラムの実施

事業所への健康に関する講話や実技指導等は、プログラム掲載団体が講師を担って実施するものとする。なお、オンラインによる健康教育等（以下、「オンライン講習等」）の場合、原則として、保健所がホストを担うこととする。ただし、講師からホスト実施の申し出がある場合や Zoom 以外のツールを用いる場合は除くものとする。

（1）申し込み

申し込みを希望する事業所は、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラム（講師派遣）申込書（様式第1号）」に必要事項を記入し、実施希望日の1ヵ月前までを目安に、保健所に提出する。オンライン講習等を希望する場合は、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラムオンライン講習等チェックリスト（参考資料1）」を参考とし、実施に向けた環境等が整っているか確認していくものとする。提出方法は、郵送、FAX、持参のほか、「青森県電子申請・届出システム」のいずれかにより提出する。

（2）講師派遣等事業所の決定

申込書の提出を受けた保健所は、講師派遣等に係る決定を行う。なお、事業所の選定は申し込み順とする。

（3）講師派遣等に係る調整

ア 保健所は、講師派遣等を決定した後、申込書の写しを講師派遣等実施団体へ送付し、実施希望日及びオンライン講習等の場合はテスト接続に係る日程調整を行う。

イ 講師派遣等に係る日程決定後、保健所は様式第1号にその結果を記入し、申し込み事業所に通知する。

ウ 保健所は、講師派遣等実施団体に対し、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラム講師派遣依頼書（様式第2号）」を作成し、様式第1号を添付して情報提供する。

エ 情報提供を受けた講師派遣等実施団体は、講師実施者を決定後、様式第2号に記入し、1週間以内を目安に保健所へ連絡する。

オ 保健所は、決定事業所の申込書等をもとに、事業所の所在地市町村の健康づくり担当部門と情報共有する。講師派遣等の前に、事業所に健康状況や取組状況等を確認し、当日の健康教育の中で特に重点的に盛り込んでほしい内容について、可能な限り、事業所の所在地市町村の担当者と一緒に確認する。

カ 確認した保健所は、確認内容について、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラム活用事業所情報提供書（様式第3号）」を作成し、講師派遣等実施団体へ情報提供する。

キ 保健所は、事業所がオンライン講習等を希望している場合、テスト接続日の前に URL や招待 ID 等を申し込み事業所及び講師派遣等実施団体、必要に応じて市町村に通知する。テスト接続日は、講師派遣等実施団体及び事業所、保健所、必要に応じて市町村が参加し、接続確認をおこなう。

ク 保健所等による確認を終えた事業所は、当日までの準備、当日の流れ、準備物品等について直接講師と連絡を取り合い、実施に向けた調整を行う。オンライン講習等を希望した場合、テスト接続日に調整することも可能とする。なお、当日までの準備等については、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラムチェックリスト（参考資料2）」を用い、役割等を明確にしながら確認していくものとする。

(4) 講師派遣等実施日の準備

- ア 講師派遣等当日の会場設営や資料印刷等は、事業所が主体的に準備する。なお、講師派遣等実施団体において自主的に準備可能な物がある場合は、この限りではない。
- イ オンライン講習等で資料以外に使用する物品がある場合、事業所と講師派遣等実施団体において、物品の受け渡し方法（郵送または手渡し等）を確認するものとする。
- ウ 当日の流れや準備等に関し、事業所から保健所へ相談があった場合には、保健所は事業所に対して助言を行う。

(5) 講師派遣等終了後

保健所は、講師派遣等を活用する事業所及び従業員に対し、当日と3か月後の状況等について、取組効果を検証するためのアンケートを行う。これに際し、参加した事業所は、従業員のアンケートへの回答について協力するものとする。

第8 資料提供によるプログラムの実施

講師派遣等による健康講話や実技指導等の実施が困難な場合に、事業所が必要とする情報を取得しやすい体制を整えるために、講師派遣等実施団体が提供できる方法や内容等に沿って対応するものとする。

(1) 申し込み

- ア 活用を希望する事業所は、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラム（資料等提供）申込書（様式第4号）」を、活用希望日の1ヵ月前までを目安に、保健所に提出する。提出方法は、郵送、FAX、持参のほか、「青森県電子申請・届出システム」のいずれかにより提出する。
- イ 保健所は、提出された申込書をもとに事業所の状況等を確認する。
- ウ 保健所は、講師派遣等実施団体に対し、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラム（資料等提供）情報提供書（様式第5号）」を作成し、様式第4号を添付して活用希望内容等について情報提供する。

(2) 健康に関する情報の提供

情報提供を受けた講師派遣等実施団体は、事業所と直接連絡等を取り合い、希望していた内容に沿って健康に関する情報を提供する。

(3) 健康に関する情報提供の終了後

保健所は、健康に関する情報提供を受けて活用した事業所に対し、直後と3か月後の事業所での活用状況等について、取組効果を検証するためのアンケートを行う。

第9 実績報告等

当実施要領に沿って対応した際には、「三八地域働く人の健康づくり応援プログラム支援実績報告書（様式第6号）」により、終了後7日以内に保健所に報告する。

第10 経費負担

(1) 講師派遣等に係る経費の処理等は、次のとおりとする。

- ・講師派遣等を行う団体の講師に対する報償費、旅費は、予算執行可能額の範囲で対応可能な事業所については、今年度1回に限り保健所が負担する。ただし、前年度に経費が有料の団体を無料で活用した事業所や、予算執行可能額を越えた場合には対象外とする。
- ・講師派遣等を実施した団体の実績報告書を基に、実施月の1ヶ月間の経費を翌月にまとめて支払う。

(2) 講話や実技指導等に係る経費の処理等は、次のとおりとする。

- ・各団体の資料提供に係る条件に応じ、資料郵送や印刷に係る経費は事業所が負担するものとする。

第 1 1 留意事項

本事業の実施に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、青森県個人情報保護条例（平成 10 年 12 月 24 日青森県条例第 57 号）に基づき、適切にこれを行わなければならないこと。

第 1 2 その他

事業の実施について必要な事項は、三八地域県民局地域健康福祉部保健総室長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 0 月 1 1 日から施行する。